

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月23日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第2号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の3中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 子どもと女性を対象とした性犯罪等の被害防止対策に関すること。

附 則

この公安委員会規則は、平成21年4月1日から施行する。